

大田原市高齢者福祉計画・介護保険事業計画（あんしんプラン） 第5期計画（案）に対する意見公募手続きの実施結果について

1 計画等の名称

大田原市高齢者福祉計画・介護保険事業計画（あんしんプラン）第5期計画案

2 計画等の案の公表日

平成24年2月16日（木）

3 意見公募期間

平成24年2月16日（木）から3月7日（水）まで

4 意見の提出状況

1人（提出方法：電子メール 1件）

5 提出された意見数

(1) 項目別意見数

項 目	意 見 数
計画（案） 高齢者外出支援事業について	1

(2) 提出された意見に対する市の考え方

意見等の概要	市の考え方
<p>1. 名称について</p> <p>通院に特化した内容ですので、「通院送迎支援事業」等、名称だけで誤解なくわかるようにした方がよいと思います。</p>	<p>事業の目的を「通院」としているため、ご指摘のとおり、表現する上で「通院」という言葉が入っていた方が確かに解りやすいと思われます。</p> <p>今後道路運送法の改正に伴う対象者の見直しについて条例等を改正する必要があるもので、その際に今回ご指摘いただいた内容についても検討してまいります。</p>

2. 利用対象者について

条例通りの運用に戻すという趣旨はわかりますが、「居宅介護サービス及び介護予防サービスを受けていて」とすると、タクシー券をとるためにサービスを利用しようとする方がいないとも限らず、かえって費用が膨らむ懸念があります。

現在の運用「認定を受けていて」で財政上無理ということであれば、所得制限をしてもよいのではないかと思います。

「高齢者外出支援事業」は、一般の交通機関（バス、電車及びタクシー）を利用することが困難な高齢者等に対し通院に必要な交通の便を確保することを目的としております。

条例で外出支援事業の対象者とする要件のうち「居宅介護サービス及び介護予防サービスを受けていて、家族等による送迎が困難な者」というのがありますが、それが長年の間に外出支援を受けるために「介護認定を受ける条件になってしまっており、家族等による送迎が困難な者」となっていたものを条例に沿った解釈とするものです。

それによって居宅介護サービスや介護予防サービスの利用が多くなるのが懸念されるのではというご指摘ですが、本来、「介護認定」を受ける目的は、ケアマネジャー等の専門の方が作成される「居宅介護予防計画書」等のプランによるサービスを受けるためのものであり、介護認定の結果、居宅介護サービスや介護予防サービスに繋げていくものだと思います。

「家族等がいる方で居宅介護サービスや介護予防サービスを受けていない方」については、外出支援事業から対象外となりますが、市としては、高齢者の福祉を低下させないようにそれに代わるサービス、また、道路運送法の改正による見直しも含めて検討してまいります。

なお、市の財政にも限りがあり、すべての方に対し対応することは困難ですが、高齢者の福祉と公平な費用負担を考慮し、ご意見にもある所得制限を設けることも視野に入れて検討してまいります。